

青森県報

第三千五百五十七号

平成二十四年
六月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	二
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商工政策課)	三
大規模小売店舗の変更の届出……………	(同)	四
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………	(水産振興課)	四
公 営 企 業		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(病院局 医療情報部)	七
右 同……………	(同)	七
右 同……………	(同)	七

告 示

示

青森県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
碓ヶ関調剤薬局	平川市碓ヶ関湯向川添五一の一	平成二四・四・三〇

青森県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
碓ヶ関調剤薬局	平川市碓ヶ関鯨森五五の二七	平成二四・五・一

青森県告示第五百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者		訪問介護	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
	株式会社伸栄会	弘前市大字広野二丁目二八の二				

青森県告示第五百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者		名称	居宅介護支援事業を行う事業所	指定年月日
	株式会社伸栄会	弘前市大字広野二丁目二八の二			

青森県告示第五百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	指定介護予防サービス事業者		訪問介護	介護予防の種類	介護予防サービスを行う事業所	指定年月日
	株式会社伸栄会	弘前市大字広野二丁目二八の二				

青森県告示第五百四十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者		名称	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
	株式会社太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四			
株式会社つがる	弘前市大字外崎三丁目四の四	居宅介護	訪問介護事業所	弘前市大字外崎三丁目四の四	平成二四・七一
株式会社陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	重度訪問介護	訪問介護事業所	弘前市大字外崎三丁目四の四	平成二四・七一
株式会社つがる	弘前市大字外崎三丁目四の四	就業移行支援	ウイル	五所川原市大字藻川字川袋二八〇の二〇	平成二四・七一
株式会社つがる	弘前市大字外崎三丁目四の四	就業継続支援B型	北風と太陽の川原	五所川原市大字藻川字川袋二八〇の二〇	平成二四・七一

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース松原店
弘前市大字松原東一丁目三の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役社長 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役社長 三浦紘一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十五年二月七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、四六五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
四六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
五五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
四八・五一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時（ただし、年間十日間は午前六時）
閉店時刻 午後十一時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分（ただし、年間十日間は午前五時三十分）から午後十一時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成二十四年六月六日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
2 期間
平成二十四年六月二十七日から同年十月二十七日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十四年十月二十七日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン青森浜田 ニプロック
青森市大字浜田字玉川一九六の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役社長 大門淳
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	変更前	変更後	変更年月日
イオンタウン青森浜田 ニプロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	イオンタウン青森浜田 ニプロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	株式会社サンデー 開店時刻 午前八時三十分（ただし、年間百二十日は午前八時、年間百二十四日は午前七時） 閉店時刻 午後九時	株式会社サンデー 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時	平成 二四・六・八
変更しようとする事項	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日
イオンタウン青森浜田 ニプロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	イオンタウン青森浜田 ニプロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	株式会社サンデー 開店時刻 午前八時三十分（ただし、年間百二十日は午前八時、年間百二十四日は午前七時） 閉店時刻 午後九時	株式会社サンデー 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時	平成 二四・六・八

四 届出年月日

平成二十四年六月七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年六月二十七日から同年十月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十三年十二月二十六日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成21年において、生産量が26万トンで全国第4位、生産額が53.1億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。
しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

る。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成23年4月～平成24年3月	若干
まあじ	平成23年1月～12月	若干
まいわし	平成23年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月～平成24年6月	若干
するめいか	平成23年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成24年4月～平成25年3月	若干
まあじ	平成24年1月～12月	若干
まいわし	平成24年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成24年7月～平成25年6月	若干
するめいか	平成24年1月～12月	若干

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まわじ】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいかい】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成24年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業) 第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項
平成24年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めるとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵期魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
統合画像診断管理システムに係る電子計算機等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部経営企画室
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本GE株式会社
東京都港区赤坂五丁目二の二〇
- 六 契約金額
三千百九十九万五千百八十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
総合医療情報システムに係る電子計算機等の賃貸借一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部経営企画室
青森市東造道二丁目の一
 - 三 契約の方法
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年四月一日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社青森営業所
青森市長島二丁目一〇の三
 - 六 契約金額
八千五百三十一万五千九百七十五円
 - 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
 - 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
電算システム運用管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部経営企画室
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
二千八百十三万八千三百二十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭